

新事業者さま向けご説明資料  
＜低圧FIT卒業電源＞

2019年7月31日

東京電力パワーグリッド株式会社

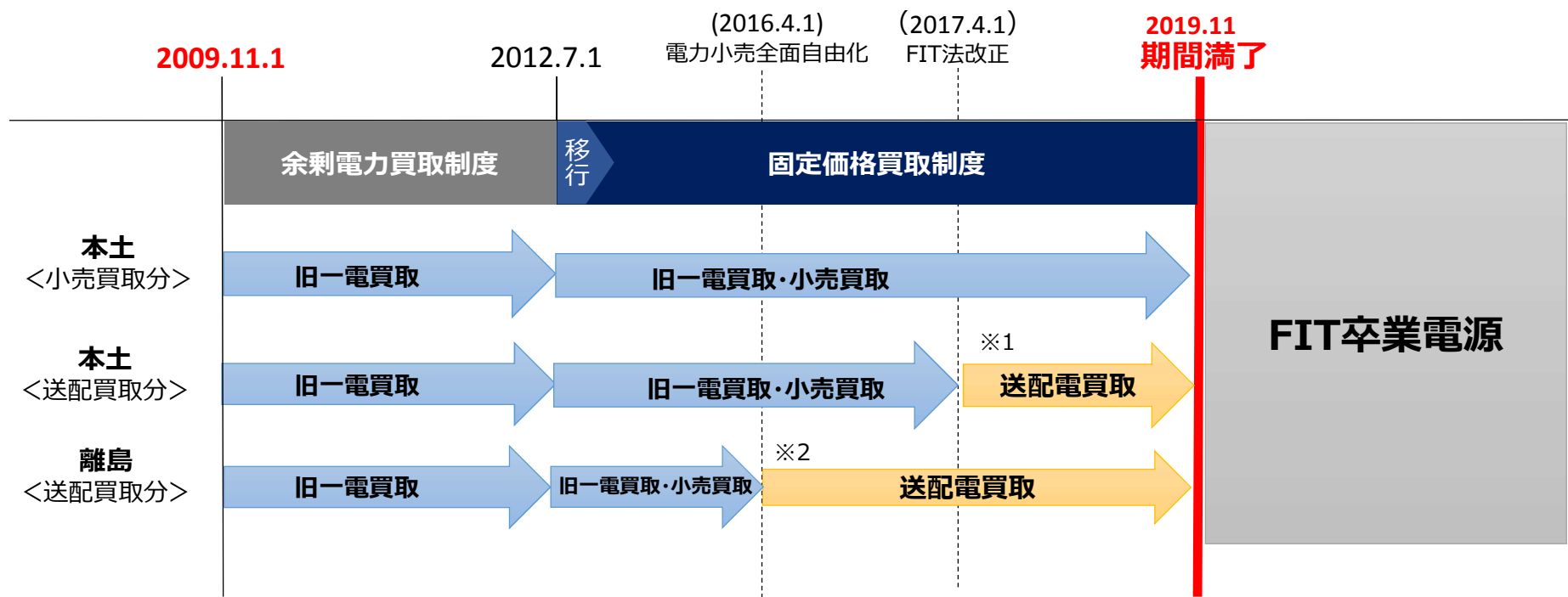
---

➤ 買取期間満了の概要 .....	2	~	6
➤ 買取期間満了に伴う申込方法 .....	7	~	12

# 買取期間満了の概要

## <背景>

- 2009年に開始された太陽光発電の余剰電力買取制度の適用を受け導入された太陽光発電設備は、2019年11月以降順次、10年間の買取期間を終えることとなります。
- 買取期間を終えることを「買取期間満了」、買取期間満了後の電源を「FIT卒業電源（=卒FIT）」と言います。



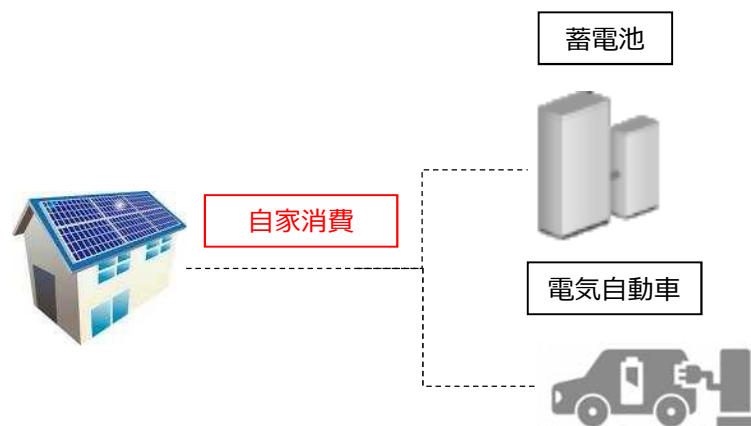
※1 FIT法改正後に再点した場合は、送配電買取へ移行。

※2 電力小売全面自由化後においては、小売電気事業者が離島へ参入していないことから、送配電事業者が買取を実施。

- 買取期間満了後における発電者の選択肢は、次の2通りです。
  - ①蓄電池や電気自動車などと組み合わせて自家消費
  - ②小売電気事業者などに対し、相対・自由契約で余剰電力を売電

※①と②を組み合わせることも可能です。

## ①自家消費



蓄電池や電気自動車などを組み合わせることで太陽光発電でまかなえる電力を増やし、自動車の動力や家庭の電気製品などの電力として発電者が使用することが可能です。

## ②相対・自由契約



発電者は小売電気事業者などと個別に契約することで、余剰電力を売電することが可能です。

- 買取期間満了後に相対・自由契約を選択した場合、FIT卒業電源の買取パターンは次の2通りです。
  - (A) 新たな売電契約に切り替え、現在の買取事業者が買取を継続。
  - (B) 買取期間満了を機に、新たな買取事業者へ売電契約を切替。

## (A) 現在の買取事業者が買取を継続



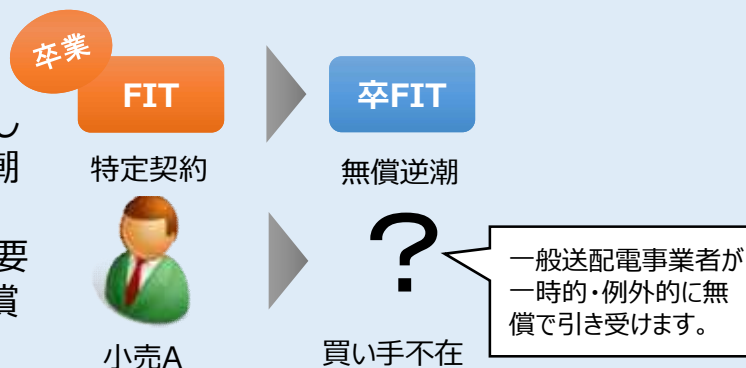
※現在の買取事業者が一般送配電事業者の場合、一般送配電事業者はFIT卒業電源の買取先（発電契約者）にはならないため、対象外。(B)のみ選択可能。

## (B) 新たな買取事業者へ売電契約を切替



## 余剰電力の一時的な買い手不在時の対応

- 買取期間満了後、新たな買取事業者との売電契約の切替が滞ってしまった場合など一時的に余剰電力の買い手が不在（無契約での逆潮流）となるケースがあります。
- 無契約の逆潮流による買い手不在の余剰電力については、国からの要請に基づき一時的・例外的な受け皿として一般送配電事業者が無償で引き受けることとなります。（この状態を「無償逆潮」と言います。）



- 国の審議会での要請事項は下記のとおりです。
- 下記の要請に伴い、現在の買取事業者はFIT卒業対象者へ買取期間満了の通知を実施します。

### <現在の買取者による個別通知> (国の審議会での要請事項)

全てのFIT卒業対象者に確実に認知してもらうため、買取期間が終了する旨の個別通知を行うことを現在の全ての買取者に要請することとする。通知時期については、検討を先延ばしし過ぎることなく、かつ十分な検討期間を確保する観点から、各対象者の買取期間終了の6ヵ月前～4ヵ月前（システムの制約により技術的に困難な場合は、3ヵ月前）の間に行うことが適当である。

### <ご留意いただきたいこと>

- 次頁より申込方法のご案内になりますが、FIT卒業電源の買取を行う場合、現在の買取事業者によってお申込みの手段が異なります。そのため、発電者へ現在の買取事業者をご確認いただいたうえでお申込みいただきますようお願いいたします。
- お申込みの手段は、次の3通りです。
  - ①現在の買取事業者が買取を継続する場合、申込書によるお申込み（SW支援システム対象外）
  - ②現在の買取事業者が小売電気事業者で、買取期間満了等を機に新たな買取事業者が買取を行う場合、SW支援システムによるお申込み
  - ③現在の買取事業者が一般送配電事業者で、買取期間満了等を機に新たな買取事業者が買取を行う場合、申込書によるお申込み（SW支援システム対象外）

# 買取期間満了に伴う申込方法



- 買取期間満了を機に、新たな買取事業者としてスイッチング申込みする場合、現在の買取事業者によって、お申込み方法が異なります。
    - ・小売電気事業者（東京電力エナジーパートナーを含む）の買取地点 …**SW支援システム**
- ※ SW支援システムでの申込の事前準備として、非特例BGおよびFIT卒業電源用の系統コードをデフォルトBGとして設定する必要があります。デフォルトBGの設定に関する問い合わせは、弊社ネットワークサービスセンター 配電系統連系グループまでご連絡ください。
- ・一般送配電事業者（東京電力パワーグリッド）の買取地点 …**申込書**
- 発電者のお手元に届いている**買取期間満了に伴う個別通知の「現在の販売先」をご確認いただいたうえで、お申込みいただきますようお願いいたします。**

## ・一般送配電買取の個別通知＜一部抜粋＞

メールタイトル

【重要なお知らせ】再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく買取期間満了のお知らせ

メール本文

■□【重要なお知らせ】再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく買取期間満了のお知らせ □■

平素より、弊社事業につきましてご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。この度、弊社とご契約いただいております電力受給契約につきまして、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく買取期間が満了を迎えますのでご案内申し上げます。

- ◇ 買取期間満了日：①XXXX年XX月XX日
- ◇ 受電地点特定番号：②XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
- ◇ 発電出力：③XX.XkW
- ◇ 現在の販売先：東京電力パワーグリッド
- ◇ ご契約・発電設備情報は、以下の「購入実績お知らせサービス」よりご確認ください。  
<http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/purchasedpower.html>

### ●買取期間満了後の手続きについて

(1) 買取期間満了日翌日以降も発電した電力の販売を希望される場合は、新たな販売先となる電気事業者へのお申込みが必要となります。

### <注意事項>

- ・お申込み手続きに時間を要する場合がございますので、速やかにお申込みいただきますようお願いいたします。
- ・買取期間満了日までにお申込み手続きが完了しない場合は、満了日翌日からの販売ができないおそれがございます。
- ・お申込みの際に、本メールにてお知らせしております「買取期間満了日」と「現在の販売先が東京電力パワーグリッドであること」を新たな販売先となる電気事業者へお伝えいただけますようお願いいたします。  
なお、お申込みの際に必要な項目につきましては、本メールならびに購入実績お知らせサービスをご確認くださいようお願いいたします。
- ・再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく買取期間は満了となりますが、発電された電力は、電気自動車や蓄電池等を用いて自家消費のためにご利用いただくことも可能です。

(参考) 新たな販売先となる電気事業者につきましては、以下の Web サイト（資源エネルギー庁のホームページ）にてご確認ください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/solar-2019after/retail\\_electricity\\_utility.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/retail_electricity_utility.html)

(2) 発電出力が 50kW 未満のご契約につきまして、新たな販売先となる電気事業者との契約手続きが完了していない場合でも当面の間は発電を継続できます（※）が、その際、弊社は発電された電力の購入（料金のお支払い）はいたしません。

（※）電気設備や運転状況に変更がないことを前提とします。

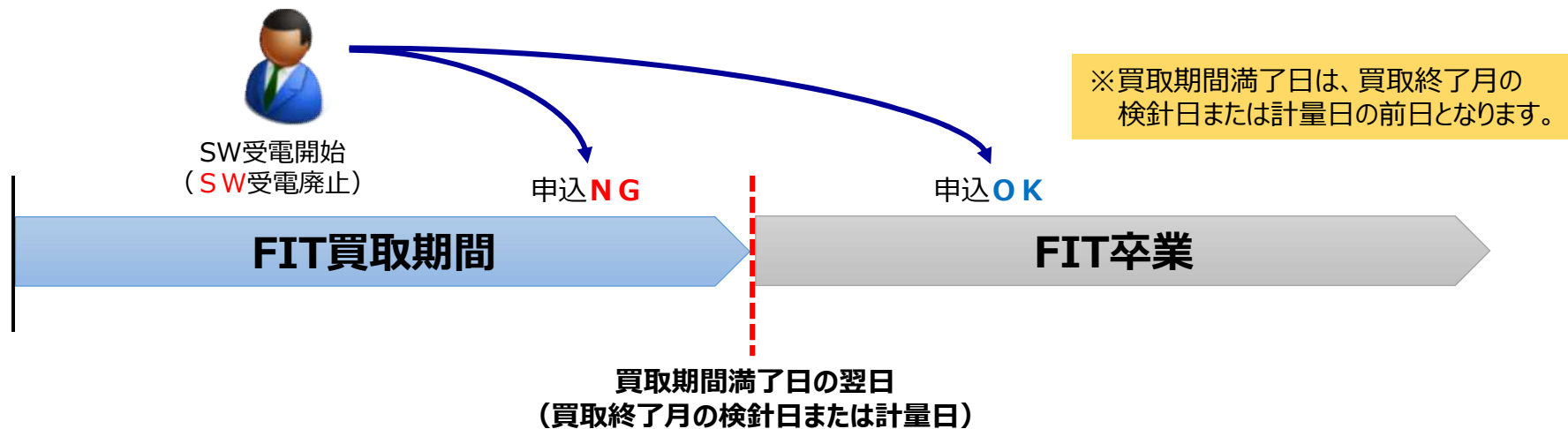
（※）弊社が必要と判断した際は、発電した電気が弊社の系統に供給されないようにするための措置を講じていただく場合がございます。その際、従前通りの発電が継続できなくなったことにより生じた損害につきましては、弊社は賠償の責を負いません。

（※）「自家発電設備等の低圧電線路との連系に関する契約要綱（2019年7月1日実施）附則2」をご参照ください。

<http://www.tepco.co.jp/pg/company/clause/>

## ➤ 申込可能期間

- SW受電開始日（SW受電廃止日）は、買取期間満了日の翌日（買取終了月の検針日または計量日）以降指定可能です。FIT買取期間中の日付でのスイッチング申込みはできません。**必ず発電者に買取期間満了日を確認のうえ、お申し込みください。**

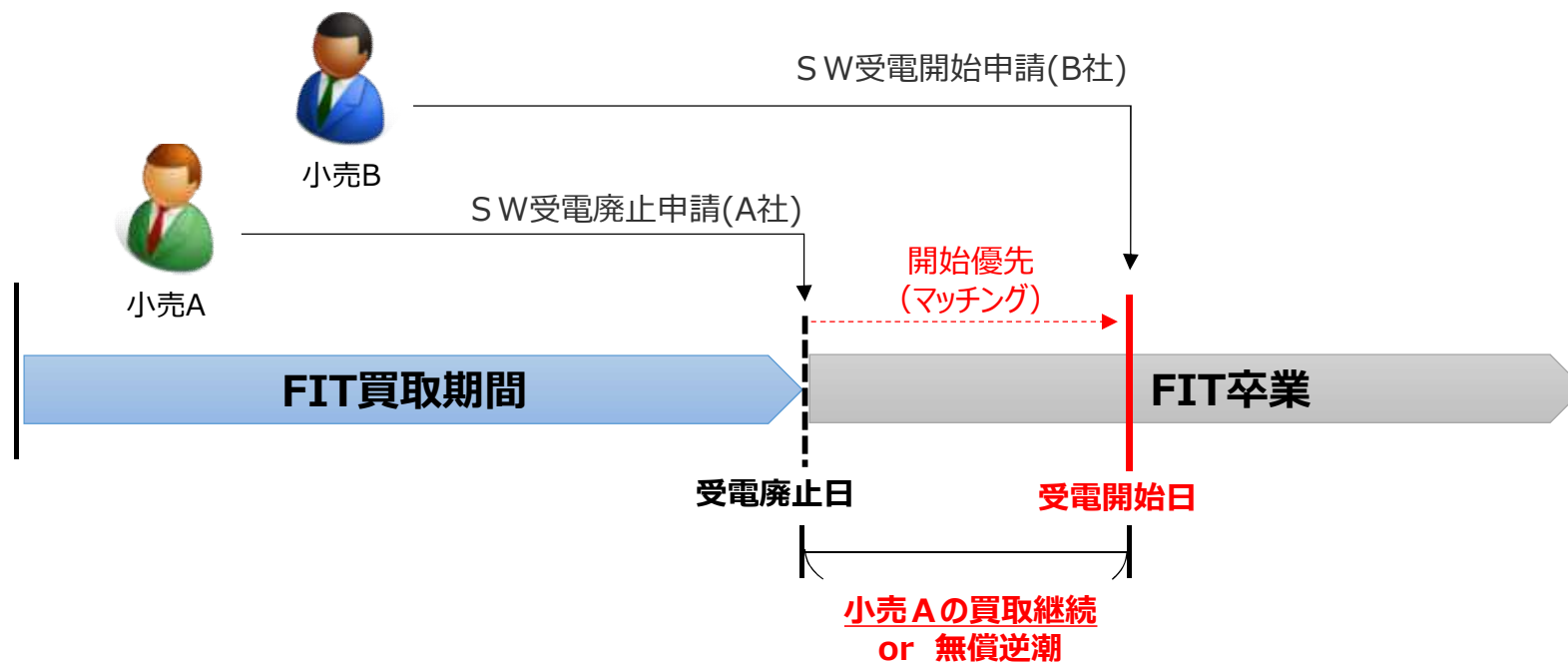


## ➤ 標準処理期間

- スwitching申込みにおける標準処理期間は、スマートメーターへの取替要否によって以下の通りです。

取替工事要否	標準処理期間	スイッチング可能期間
取替工事が必要	マッチング日 + 8 営業日 + 2 暦日	原則、FIT買取期間満了日の翌日（買取終了月の検針日または計量日）を選択してください。
取替工事が不要	マッチング日 + 1 営業日 + 2 暦日	

- SW支援システム上、SW受電開始日（接続受電開始年月日）とSW受電廃止日（接続受電廃止年月日）が相違した場合は、供給地点におけるSWと同様に**SW受電開始日（接続受電開始年月日）を優先してマッチングを行います。**
- そのため、SW受電廃止日が買取期間満了日の翌日で申請されていても、SW受電開始日が買取期間満了日の翌日より遅い日で申請された場合、その間一時的に買取者不在の状態（無償逆潮）が発生する可能性があります。**FIT卒業地点へのSW受電開始日は、原則として、買取期間満了日の翌日（買取終了月の検針日または計量日）**としていただくようお願いいたします。



- 現在の買取事業者が一般送配電事業者の地点はSW支援システムのお申込み対象外のため、書面によるお申込みが必要となります。
- **また、買取期間満了後、一時的に買取者不在の状態（無償逆潮）となった地点についてもSW支援システム対象外のため、書面によるお申込みをお願いいたします。**

## ○申込み書類

- ・【低圧FIT卒業電源用】発電量調整供給兼基本契約申込書

## ○申込み方法

- ・発電量調整供給兼基本契約申込書へ記入押印の上、別紙(連記式)と合わせて以下のメールアドレス宛に申込書の電子ファイル（※）をご送付いただき、後日、本書を以下へ**郵送**ください。

※メール送信時の注意：申込書はPDFファイル、別紙はエクセルファイルにて送付ください。

〒135-0016 東京都江東区東陽6丁目3番2号 東京イースト2 1 タワー棟4 F

東京電力パワーグリッド株式会社 ネットワークサービスセンター配電系統連系グループ

◆ E-mail : 01tepconsc@tepcoco.jp

◆ Tel : 03-3509-1709 Fax : 03-4426-5097

◆ 受付時間：9時～12時および13時～17時（年末年始（12月29日～1月3日）、土曜・日曜・祝日は除く）

## ○提出期限

- ・受電開始希望日（FIT買取期間満了日の翌日）の10営業日前

- 再生可能エネルギー電気卸供給とは、一般送配電事業者が法律で定められた買取価格で買い取った再生可能エネルギー（FIT）電気を、小売電気事業者などの契約者の希望により、卸電力取引市場を経由せずに直接卸供給することをいいます。
- あらかじめ決めていただいた電源は、FIT買取期間満了を機に一般送配電事業者との特定契約は終了します。（発電者は、新たな買取事業者へ売電契約を切替）
- 再生可能エネルギー電気特定卸供給契約の「**地点の削除**」手続きが必要となりますので、「**発電量調整供給兼基本契約申込書兼再生可能エネルギー電気特定卸供給契約申込書**」のご提出をお願いいたします。
- なお、FIT卒業電源として買取を行う場合は、「**発電量調整供給兼基本契約申込書**」も合わせてご提出ください。

## 【再生可能エネルギー電気特定卸供給のイメージ】

